

慶應義塾體育會矢上部硬式庭球部 OB・OG 会会則

第一条 本会は会員相互の親睦及び體育會矢上部硬式庭球部との交流を 目的とし、慶應義塾體育會矢上部硬式庭球部 OB・OG 会（愛称:慶應矢上庭球会）と称する。

第二条 本会員は、正会員、名誉会員、会友からなる。

- 1) 正会員は慶應義塾大学出身者で、在学中に體育會矢上部硬式庭球部に属したものである。
- 2) 名誉会員は、體育會矢上部硬式庭球部出身者以外で特別に功績があったとして、総会が推薦した者とする。
- 3) 会友は、體育會矢上部硬式庭球部出身者以外で、本会に加入を希望する者で、総会の決議により承認された者とする。

第三条 本会の本部は慶應義塾體育會矢上部硬式庭球部内に設置する。
必要に応じて支部を置く事ができる。

第四条 本会には、次の役員を設ける。会長、~~副会長~~、幹事の任期は2年とするが再選を妨げない。また幹事長、副幹事長の任期は原則として1年とし、再選を妨げない。尚必要に応じて名誉会長顧問などの役員を設けることもできる。また幹事は学部卒業年次毎に原則として最低1名を委嘱するものとする。

第五条 役員の仕事は次の通りとする。

会長	本会を代表して会務を執行する。
副会長	会長を補佐する。
幹事長	幹事代表として実務上の会務を担当する。
副幹事長	幹事長を補佐する。
幹事	担当学部卒業年次の会員の意見を集約し連絡を図る。 また幹事の中より必要に応じて会計担当者、庶務担当者などを選出することができる。

第六条 総会は二年ごと開催し、総会の決議は総会参加者の過半数を以て決定する。
役員も総会において選出、再選する。

第七条 幹事会は会長、幹事長、副幹事長、幹事を以って構成し、必要に応じて会長が召集する。

第八条 必要に応じて会長の判断により、臨時総会をひらくことができる。臨時総会は総会に準ずる機能をもつ。

第九条 本会は次の活動を行なう。

- 1) 総会の開催（二年に一回）
- 2) 親睦テニス会の開催（少なくとも年一回）
- 3) 慶應義塾體育會矢上部硬式庭球部への監督、コーチの派遣
- 4) 慶應義塾體育會矢上部硬式庭球部への資金的援助
- 5) その他、必要と認められる活動

第十条 本会の会費は年会費、寄付金を以って運営し、総会の折に会計報告を行う。

第十一条 本会運営のため総会で決定した別に定める年会費を、会員及び会友は一年に一度、本会へ納入する。但し、名誉会員を除く。

第十二条 本会の活動上、とくに必要なときは、幹事会の決定を以って臨時会費を徴収することができる。

~~第十三条 会員は職業、住所、結婚、不幸など、異動があった場合その旨を会長あるいは幹事長へ通知する。~~

第十四条 この会則は総会の決定により 1980 年 12 月 5 日より実施する。改正は総会の決議によるものとする。

細則 会費は次のごとく定める
年会費 1,000 円

附記 2008 年総会にて会則一部改正